

## 参考 1 - 3 タイ

### 集積回路レイアウト・デザイン保護法 B.E. 草案

集積回路レイアウト保護に関する法を制定するのが適切であるので、  
本法はタイ王国憲法第 48 及び 50 条に規定された財産及び職業に関する自由と権利の制限に関するいくつかの条項を含む。

第 1 条 本法は「集積回路レイアウト・デザイン保護法 B.E. ....」として引用されるものとする。

第 2 条 本法は政府官報に公表された日から 90 日の期間が終了した日に効力を発する。

### 第 1 章 総則

第 3 条 本法では、

「集積回路」とは、独立して或いは他製品とともに電子工学的に機能する加工製品又は半加工製品であって、電子的作業を行わせることのできるいくつかの部分で構成されるものをいい、接続とは、同一のセミコンダクター上に若しくは内に集められた、当該の全部分又は一部分との接続をいう。

「レイアウト・デザイン」とは、集積回路の配置を三次元で示したデザイン、図、図面をいう。

「レイアウト・デザイン確認証」とは、本法に従ってレイアウト・デザインを保護するために発行される確認証をいう。

「商業上の利用」とは、販売、贈与、貸出しによる利用、又は対価その他利益のためのあらゆる行為による利用をいい、提供による場合も含む。

「権利保持者」とは、レイアウト・デザイン確認証を得ているレイアウト設計者をいい、譲受人も含む。

「委員会」とは、レイアウト・デザイン委員会をいう。

「担当官」とは、大臣により任命され、本法に基づき職務を果たす者をいう。

「長官」とは、知的所有局長官をいう。

「大臣」とは、本法の執行の責務を負う大臣をいう。

第4条 商務大臣は、本法の執行の責務を負い、また、担当官を任命する権限を有し、本法の附則に定められている金額を超えない額の手数料、手数料の減額、免除、その他の本法に定める事項につき規定する行政規則を発する権限を有するものとする。

当該行政規則は、政府官報に公表された時に効力を発する。

## 第2章 レイアウト・デザイン保護

### 第1部 レイアウト・デザイン保護申請

第5条 次の各号のレイアウト・デザインについては、本法に基づき保護の申請を行うことができる：

(1) 設計者が自分自身で創作し、集積回路産業において一般的に知られていないレイアウト・デザイン。

(2) 集積回路産業において一般的に知られている、既存の部分、接続方法、レイアウト・デザイン又は集積回路によって新たに創作されたレイアウト・デザインであって、集積回路産業において未知のレイアウト・デザインの特徴を持つ新しい配置であるもの。

第6条 レイアウト設計者は、本法に基づき保護を申請した者である。

第7条 従業員が創作したレイアウト・デザインの保護の申請権は、契約に別段の定めが無い限り、その従業員に帰属するものとする。設計者が請負人としてレイアウト・デザインを創作した場合には、レイアウト・デザイン保護の申請権は、契約に別段の定めがない限り、注文者に帰属するものとする。

第8条 いかなる行政機関、行政部局、国营企業、地方自治体、若しくはその他の法人たる行政組織も、契約に別段の定めが無い限り、当該組織の雇用関係により若しくはその命令により、又はその管理のもとに創作されたレイアウト・デザインの保護申請権を保持することができる。

第9条 レイアウト・デザイン保護申請権は、譲受又は相続されうる。本法に基づく保護申請権の譲渡は書面により行われなければならない、譲渡人と譲受人の署名が要求される。

第 10 条 レイアウト・デザインが複数の人により共同して創作された場合、当該複数の者はレイアウト・デザイン保護を共同で申請することができる。

共同レイアウト設計者の一人がレイアウト・デザイン申請に加わることを拒否した場合、又は連絡がつかない場合、或いはレイアウト・デザイン申請を行う資格が無い場合には、他のレイアウト設計者は自らのために申請を行うことができる。

レイアウト・デザイン申請に加わらなかった共同レイアウト設計者は、レイアウト・デザイン確認証がレイアウト・デザインを申請した他の共同レイアウト設計者に対して発行される以前であればいつでも、申立人が真に共同レイアウト設計者であることを示す証拠を添えて、申請に加わることを申立てることができる。この場合、担当官は、申立人が共同レイアウト設計者であるかどうかを審査し、決定のために長官に報告する。申立人と各共同申請者は審査日を通知され、申立書の写しを提供される。

第 3 項に基づき行われる申立てと審査は、行政規則の定める準則と手続きに従うものとする。

第 11 条 複数の人が同一のレイアウト・デザインを各独立して創作した場合、レイアウト・デザイン保護を最初に申請した者がその権利を有する。申請が同じ日になされた場合には、申請者はレイアウト・デザイン [ 確認証 ] がその中の一人に発行されるか、又は全員に共同で発行されるか、協議するものとする。長官により定められた期間内に合意に達しない場合には、最初の申請者が保護を受ける優先権を保持する者となる。

第 12 条 本法に基づくレイアウト・デザイン保護の申請者は、次の各号に掲げる資格の何れかを有していなければならない。

- (1) タイ国籍を有する自然人、若しくはタイ国内に本部を置く法人；
- (2) タイ国民若しくはタイ国内に本部を置く法人に対して集積回路レイアウト・デザインの保護の申請を許可している国の国民；
- (3) タイがメンバーとなっている集積回路レイアウト・デザイン保護に関する国際条約若しくは協定のメンバーである国の国民；
- (4) レイアウト・デザインの意図的な創作若しくは集積回路の製造に係る住所又は作業所が、タイか、又はタイがメンバーとなっている集積回路レイアウト・デザイン保護に関する国際条約若しくは協定のメンバーである国にある場合

## 第 2 部 レイアウト・デザインの登録及び保護期間

第 13 条 第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、若しくは第 11 条に定めるように保護申請権を持つ者、又は第 12 条に基づく資格を有する者は、保護されるレイアウト・デザインの登録を申請できる。

レイアウト・デザインがタイ国内外で商業上の利益を得るために使用されている場合、レイアウト・デザインの登録の申請は最初の商業上の使用の日から 2 年以内に行われなければならない。

最終創作日から 15 日以内に商業上の利益を得るために使用されたレイアウト・デザインについては、登録を申請できない。

第 14 条 本法に基づくレイアウト・デザイン保護登録のための申請は、行政規則で定める準則と手続きと要件に従う。

登録申請は少なくとも次の各号に掲げる情報を含まなければならない。

(1) 設計者の氏名、国籍、住所及び連絡先、及び、もしあれば保護の譲渡を含む。

(2) 創作日及び最初に商業上利用した日と商業上の利用に関する詳細。

(3) レイアウト・デザインを示す図面若しくは配線写真、又は同様の効果を与えるもの。当該集積回路の電子的動作データを含む。

(4) 商業上の利益を得るために使用されているレイアウト・デザインを示す集積回路のサンプル。

(5) 行政規則に定められるその他の情報。

第 15 条 レイアウト・デザイン登録のために、担当官は第 13 条及び第 14 条に基づいて申請書の適式性を審査し、長官に審査結果を報告する。

第 16 条 レイアウト・デザイン登録のための申請が第 13 条及び第 14 条に従っている場合には、長官は、登録、レイアウト確認証の発行、登録の公表を命じ、かつレイアウト・デザイン確認証発行手数料、及び行政規則に定める手続きと期間に従った公表の手数料を支払うよう申請者に通知するよう命ずる。

申請者が第 1 項に従い手数料を支払わない場合には、申請者はその申請を放棄したものと見なされる。

レイアウト・デザイン確認証は行政規則に定める様式によるものとする。

レイアウト・デザイン確認証を紛失又は破損した場合、行政規則に定める準則と手続きに従って、保持者による申請に基づいて取り替えられるものとする。

第 17 条 レイアウト・デザイン申請書が第 13 条及び第 14 条に基づいて定められる規則に従っていない場合には、長官は申請を取消すことを命令し、直ちに申請者に理由を添えて書面で通知する。

申請者は、その通知の受領日から 90 日以内に、長官の命令について委員会へ上訴する権利を有する。上訴は行政規則の定める準則と手続きに従う。

委員会が決定を下した後に、申請者はその決定に同意しない場合、決定の受領日から 90 日以内に裁判所に訴訟を起こす権利を有する。その期間内に訴訟を提起しない場合には、委員会の決定は確定的なものとみなされる。

第 18 条 レイアウト・デザインが登録され、確認証が発行されると、レイアウト・デザインの権利は本法に基づき保護される。

レイアウト・デザイン確認証は、本法に基づく申請日又は国内外で最初に商業上の利益を得た日のうち何れか早い日から 10 年間有効である。但し、当該レイアウト・デザインを創作した日から 15 年を超えない。

第 19 条 権利保持者はレイアウト保護期間の第 5 年目から、行政規則の定める年間手数料を支払わなければならない。支払いはレイアウト・デザイン保護期間の第 5 年目の最初の日から 60 日以内に行われ、その後毎年同じ期間内に行われるものとする。

年間手数料が第 1 項で定める期間内に支払われない場合には、権利保持者は未払い手数料の 30 パーセントの追徴金を支払わなければならない。

年間手数料と追徴金が第 1 項で定める期間の経過後 6 ヶ月以内に支払われない場合には、レイアウト・デザインの権利は消滅する。この場合、担当官は当該レイアウト・デザイン保護の消滅を公表する。

第 20 条 権利保持者は次の各号に掲げる何れの行為に対しても排他的権利を有する。

(1) 本法に基づき保護されているその権利保持者のレイアウト・デザインの再製。

(2) その権利保持者の保護されるレイアウト・デザイン、若しくはその保護されたレイアウト・デザインが組み込まれた集積回路、或いは当該集積回路を組み込んだ製品を、商業上の利益を得る何らかの方法により、タイ国内へ輸入し、又は販売若しくは頒布す

ること。

第1項に掲げるいかなる行為も権利保持者の許可なくなされる場合には、権利保持者の権利を侵害したものとみなされる。

第1項第2号のいずれかの行為により、権利保持者のレイアウト・デザインを組み込んだ集積回路又は製品について、権利保持者の権利の侵害があった場合には、侵害者が当該集積回路若しくは当該製品から権利保持者のレイアウト・デザインを取り出すとき、又は権利保持者の許可を後で受けるときには、侵害者は当該行為をしたものとする。

第21条 本法に基づき保護されるレイアウト・デザインに対する次の各号に掲げる行為は、権利保持の権利を侵害するものではない。

(1) 評価、分析、調査、又は教育のための複製。

(2) 第1号の行為の結果により創作された第5条に基づくレイアウト・デザインと、集積回路とを組み合わせること、又はかかるレイアウト・デザインを用いた第20条に規定する行為。

(3) 商業上の利益のためではなく個人的な利益のための複製。

(4) 権利保持者のレイアウト・デザインを組み込んだ集積回路又はその集積回路を組み込んだ製品に関する第20条第1項第2号規定する行為について、侵害者が集積回路若しくは製品を取得する間レイアウト・デザインの侵害を知らなかった又は知るべきであった場合で、かつその侵害を通知された場合には、侵害者はそれ以後、権利保持者に通常の取引における適切な許諾料を支払うことにより通知受領以前の在庫又は頒布のために注文されている集積回路若しくは製品に限って、第20条第1項第2号に規定する行為を行うことができる。

(5) 権利保持者の商業上の利益の観点から、法律に従って取得された集積回路又はレイアウト・デザインに関する第20条第1項第2号に規定する行為。

(6) 権利保持者が保護を受けているレイアウト・デザインに類似しているレイアウト・デザインを自ら創作した者による第20条に規定する行為。

### 第3章 レイアウト・デザインのライセンスと譲渡

第22条 権利保持者は、第20条のレイアウト・デザイン権を行使するライセンスを他者に与え、又は当該権利を他者に譲渡することができる。ライセンス及び譲渡は書面によりなされ、長官の下で登録される。

レイアウト・デザインの共同権利保持者がいる場合、レイアウト・デザインは、全共同権利保持者の承諾がある場合にのみ第1項に基づきライセンスされ又は譲渡される。

長官がライセンス契約又は譲渡の登録を許可した場合、長官はその登録の公表を命令する。

ライセンス契約及び譲渡の登録申請は行政規則で定める準則と手続きに従う。

第23条 第22条のライセンスを付与する場合に、権利保持者は、取引上の競争に関する法律に基づき、競争を不当に制限する若しくは差別的取扱いをする効果を持ついかなる条件、制限、又は対価も定めてはならない。

ライセンス契約のいずれかの規定が第1項に反していると判断する場合には、長官は、委員会に契約を付託する。委員会が契約は第1項に反していると決定した場合には、長官は登録を拒絶する。但し、契約当事者が、長官が契約の有効部分の登録を許可できるように、無効な条項を分離できることを意志表示する場合は、この限りでない。

委員会が第2項に従って決定を下した後に、何れかの利害関係人が委員会の決定に異議を有する場合には、その利害関係人は当該命令を受領した日から90日以内に裁判所に訴訟を提起する。利害関係人が当該期間内に提訴しない場合には、委員会の決定は確定的なものとなる。

第24条 権利保持者が第22条第1項に基づかずにレイアウト・デザインの権利を行使するライセンスを他者に付与した場合、長官は、行政規則で定める準則と手続きに従って、委員会に当該レイアウト・デザインの登録取消しを請求できる。

第25条 相続によるレイアウト・デザインの移転は行政規則で定める準則と手続きによる。

権利保持者に相続人がいない場合には、レイアウト・デザイン確認証に関する保護は終了する。

#### 第4章 登録の取消し並びにレイアウト・デザイン保護の終了

第26条 レイアウト・デザイン登録の公表日から1年以内に、何れの利害関係人も、第13条及び第14条に定める準則に基づかないレイアウト・デザイン登録を取消すよう、長官に請求することができる。

長官が審査の報告を検討した上で登録の取消しの申請を撤回する命令又はレイアウト・デザイン登録を取消す命令を出した後に、取消しの申請者と権利保持者は、当該命令とその理由を直ちに通知される。

取消しの申請者又は権利保持者は、その通知を受領した日から 90 日以内に長官の命令について委員会に上訴できる。

第 1 項に基づく登録取消し申請と長官の命令への上訴は、行政規則で定める準則と手続きに従う。

第 27 条 委員会が第 26 条に基づく上訴について決定を下した後で、取消し申請者と権利保持者は、当該決定とその理由を直ちに通知される。取消し申請者又は権利保持者は、委員会の決定に異議のある場合、その通知を受領した日から 90 日以内に裁判所に提訴する権利を有する。かかる期間内に訴訟を提起しない場合には、委員会の決定は確定的なものとなされる。

第 28 条 レイアウト・デザイン登録が第 5 条の規定に基づき確認されていない場合には、当該レイアウト・デザイン登録は無効なものとなされる。

登録レイアウト・デザインが第 5 条に反していると判断する場合には、長官は当該レイアウト・デザイン登録の取消しについて委員会に調査と報告を命令する。調査では、権利保持者は陳述をし又は証拠を提出することができ、長官は陳述又は追加の証拠の提出のためにいかなる者も召還することができる。

権利保持者は、委員会の取消し命令に異議がある場合、取消し通知を受領した日から 90 日以内に裁判所に訴訟を提起する権利を有する。かかる期間内に訴訟を提起しない場合には、委員会の決定は確定的なものとなされる。

第 29 条 レイアウト・デザインの権利保持者の権利は、次の各号に掲げる場合に消滅する。

(1) レイアウト・デザイン確認証の返納により権利保持者がレイアウト・デザインの権利を放棄した場合。

(2) レイアウト・デザインが第 18 条又は第 19 条第 3 項の保護期間の終期に達したとき。

(3) 権利保持者が死亡し、権利保持者の相続人がいない場合。

(4) 長官、委員会、又は裁判所がレイアウト・デザイン登録を取消すという、終局的な命令、決定、又は判決を出した場合。

## 第5章 レイアウト・デザインの強制ライセンスリング

第30条 登録及びレイアウト・デザイン確認証の発行の日から3年の経過後、権利保持者が商業上の競争に関する法律によれば商業上の競争を制限する又は差別的な取扱いをするために自身の権利を行使していることが明らかである場合、いずれの他者も第20条に基づくライセンスを長官に申請することができる。

第1項に基づいてライセンスを申請するためには、ライセンス申請者は、行政規則で定める準則、手続き及び条件に従って、その状況下で合理的な条件と対価を提案して権利保持者からライセンスを得る努力をしたが合理的な期間内に合意に至らなかったことを示さなければならない。

第31条 長官が第30条に基づいたライセンス申請に関する命令を下した後、ライセンス申請者又は権利保持者若しくはライセンシーは、その通知を受領した日から90日以内に委員会に上訴することができる。上訴は行政規則で定める準則及び手続きに従う。

委員会が第1項により決定を出した後、当事者は直ちに決定並びにその理由を通知される。

ライセンス申請者、権利保持者又はライセンシーは、委員会の決定に異議を有する場合、決定の通知を受領した日から90日以内に裁判所に訴訟を提起する権利を有する。かかる期間内に訴訟を提起しない場合には、委員会の決定は確定的なものとなされる。

第32条 国防上の必要性から、国家安全保障、保安、公衆衛生又は環境の維持のために、又は商業上の目的でないその他の公益のために、いかなる行政機関、行政部局、国営企業、地方自治体、若しくはその他の法人たる行政組織も、それ自身で又は代理人によって第20条によるレイアウト・デザインの権利を行使することを申請することができる。

第1項に基づく権利の行使について、申請をしようとするいかなる組織も、権利保持者又は第22条に基づくライセンシーに合理的な補償を支払い、長官は権利保持者又はライセンシーに書面により直ちに通知する。

第1項に基づく権利の行使について、申請をしようとするいかなる組織も、長官に補償と条件を提示する申請を行う。補償の査定は、当該組織と権利保持者又はライセンシーの間の合意に従い、かつ第31条の規定が必要に応じて変更を加えて準用される。

第 33 条 戦争状態又は緊急事態中に、国防と国家安全保障に必要であれば、首相は、内閣の承認を得て、権利保持者又はライセンシーに合理的な補償を支払ってレイアウト・デザインの権利を行使する命令を出す権限を有し、その場合には直ちに書面により権利保持者又はライセンシーに通知しなければならない。

権利保持者とライセンシーは、補償内容に異議を有する場合には、その通知を受領した日から 90 日以内に委員会に上訴できる。上訴は、行政規則で定める準則及び手続きに従う。

権利保持者又はライセンシーは、第 2 項に基づく委員会の決定に異議がある場合、その通知を受領した日から 90 日以内に裁判所に訴訟を提起する権利を有する。かかる期間内に訴訟を提起しない場合には、委員会の決定は確定的なものとなされる。

第 34 条 本章に基づく強制ライセンスは、レイアウト・デザインを権利保持者自身を使用する権利及び他者にライセンスを付与する権利を権利保持者から剥奪するものではないが、ライセンシーは自らの権利を他者が行使することを許可してはならない。

第 35 条 本章に基づきライセンスが付与された時から状況が変化した場合、権利保持者又は第 22 条に基づくライセンシーは、本章に基づくライセンスを定める条件の変更を長官に請求できる。

本章に基づくライセンスの状況が終了し再度生ずることが困難であると明らかになり、かつライセンスの取消しがそれほど過度に影響を与えない場合、又はライセンシーが条件を守らないことが明らかになった場合、権利保持者又は第 22 条に基づくライセンシーは、本章に基づくライセンスの取消しを長官に請求できる。

第 1 項に基づく条件の変更請求又は第 2 項に基づくライセンスの取消し請求は、行政規則で定める準則と手続きに従う。

第 36 条 権利保持者とライセンシーは、第 35 条に基づく長官の命令について、命令を受領した日から 90 日以内に委員会に上訴することができる。上訴は行政規則で定める準則と手続きに従う。

権利保持者又はライセンシーは、委員会の決定に異議を有する場合には、その決定通知を受領した日から 90 日以内に裁判所に訴訟を提起する権利を有する。かかる期間内に訴訟を提起しない場合には、委員会の決定は確定的なものとなされる。

## 第6章 レイアウト・デザイン委員会

第37条 商務省次官を議長とし、内閣により任命される科学、技術、産業、又は法律の分野の12人以下の有資格メンバーからなる「レイアウト・デザイン委員会」と呼ばれる委員会を置く。民間からの有資格メンバーは6人以下とする。

委員会は、事務官又は事務官補佐にいかなる者をも任命できる。

第38条 委員会は次に掲げる権限と責務を有する。

- (1) 本法に基づく行政規則の発令に関して政府に助言すること。
- (2) 本法に基づき長官の命令に対してなされた上訴を検討し決定を下すこと。
- (3) 大臣により付託されたレイアウト・デザインに関するその他の問題を検討すること。
- (4) 本法に定められたその他のあらゆる行為をなすこと。

第39条 委員会メンバーの任期は2年とする。退任したメンバーを再任することができる。

第40条 任期満了で退任する場合を除き、メンバーは次の各号に掲げる場合に退任する。

- (1) 死亡
- (2) 辞職
- (3) 内閣による解任
- (4) 破産した場合
- (5) 無能力者又は準無能力者になった場合
- (6) 軽犯罪又は過失による犯罪を除き確定判決に基づき収監された場合

第41条 中途欠員を埋めるために任命されたメンバー又は中途任命により追加されたメンバーの任期は、先に任命された有資格メンバーの残余期間とする。

第42条 有資格メンバーの任期が満了し、新たな有資格メンバーの任命がなされていない場合には、新たな有資格メンバーが任命されるまで、任期の満了した有資格メンバーが職務を遂行する。

第 43 条 委員会の定足数は総メンバー数の過半数とする。議長が欠席の場合又は職務を果たせない場合には、委員会は議長を務めるメンバーを一人選出する。

委員会の決定は多数決で行われる。各メンバーは 1 票を有する。可否同数の場合には、議事を進行している議長が追加の決定票を有する。

第 44 条 委員会は、委員会により付託されるあらゆる事項を検討し又は遂行する小委員会を任命する権限を有する。第 43 条の規定は、小委員会について、必要に応じて変更を加え準用される。

第 45 条 職務の遂行に際して、委員会又は小委員会は、委員会の定める準則に従って、あらゆる関係者に、陳述をし又は書類若しくは検討に必要なあらゆるものを提出するように、書面により命令する権限を有する。

## 第 7 章 罰金

第 46 条 権利保持者の許可無く第 20 条(1)に定める行為を行った者は、50,000 バーツ乃至 1,000,000 バーツの罰金を支払わなければならない。

第 47 条 権利保持者の許可無く第 20 条(2)に定める行為を行った者は、20,000 バーツ乃至 400,000 バーツの罰金を支払わなければならない。

第 48 条 担当官又は委員会に虚偽の陳述をしてレイアウト・デザイン登録若しくはその取消し、レイアウト・デザインの譲渡若しくはライセンス契約に関する申請、又はその他書類を提出した者は、6 ヶ月を越えない禁固又は 100,000 バーツを越えない罰金を科せられ、或いはその両方を併科される。

第 49 条 第 45 条に違反する者は、5,000 バーツを越えない罰金を支払わなければならない。

第 50 条 本法に基づき罰せられるべき違反者が法人である場合、社長、支配人、又は当該法人の代表者は、彼らが知らぬ間に又は彼らの同意なく法人が行為したと証明でき

る場合を除き、当該違反に対して法律で定める刑罰に処せられる。

第 51 条 裁判所は、第 46 条又は第 47 条に基づき違反者に刑罰を科す判決を言い渡す場合には、違反者の所有物であって権利保持者の権利を侵しているレイアウト・デザイン、集積回路若しくは製品の没収を命令することとし、さらに、裁判所が適していると思なした場合には、レイアウト・デザイン、集積回路若しくは製品を破壊することを命令し、又は当該物品の頒布を防ぐためその他の手続きをとることができる。

違反者が権利保持者のレイアウト・デザイン、集積回路若しくは製品を、権利保持者の権利を侵害した集積回路や製品から取り除く場合には、裁判所は、権利保持者の権利を依然侵害している集積回路又は製品に限定して第 1 項に基づき没収命令又はその他の命令を出すことができる。

#### 手数料一覧表

#### 申請等の内容 手数料(パーツ)

レイアウト・デザイン申請	1,000
レイアウト・デザイン登録の公表	500
レイアウト・デザイン確認証	1,000
レイアウト・デザイン登録の取消し申請	500
長官命令に対する上訴	1,000

#### 年間手数料

5 年目	1,000
6 年目	2,000
7 年目	3,000
8 年目	4,000
9 年目	5,000
10 年目	6,000
レイアウト・デザインライセンスの登録申請	500

レイアウト・デザイン譲渡申請	500
レイアウト・デザイン権行使の申請	500
レイアウト・デザインライセンス	1,000
レイアウト・デザイン確認証再発行	100
レイアウト・デザインライセンスの再発行	100
その他の申請	10